

## 第2回 保育・雇用ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成29年10月6日（金）13:29～15:42

2. 場所：合同庁舎4号館12階共用1214特別会議室

3. 出席者：

（委員）安念潤司（座長）、森下竜一（座長代理）、大田弘子（議長）、八代尚宏  
（専門委員）池本美香

（政府）前川内閣府審議官

（事務局）田和室長、窪田次長、林次長、福島次長、佐藤参事官

（説明者）文部科学省初等中等教育局幼児教育課幼児教育企画官	日野力
文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課課長補佐	時枝正和
株式会社ニチイ学館執行役員保育事業本部本部長	鈴木伸一
株式会社ニチイ学館保育事業本部保育事業部事業推進課係長	大山啓
ライク株式会社取締役経営管理部長	我堂佳世
ライクアカデミー株式会社取締役営業部長 兼 運営部長	田中浩一
ライクアカデミー株式会社営業部副部長	野間口玄樹
ライクアカデミー株式会社運営部副部長	兼本智幸

4. 議題：

（開会）

1. 保育に関するヒアリング

（閉会）

5. 議事概要：

○佐藤参事官 それでは、皆さん、おそろいのようにございますので、第2回「規制改革推進会議 保育・雇用ワーキング・グループ」を開催いたします。

本日より、専門委員として新たに日本総合研究所調査部主任研究員の池本さんが任命されております。

また、本日は、飯田委員、島田専門委員は御欠席です。なお、大田議長は14時20分ごろから御参加される予定です。

本日の議題は「保育に関するヒアリング」についてでございます。

報道関係者の方がいらっしゃいましたら、こちらで退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○佐藤参事官 それでは、以後の議事の進行につきましては、安念先生、よろしく願いいたします。

○安念座長 どうもありがとうございました。

今、御紹介がありましたように、本日から池本先生に専門委員として加わっていただくことになりました。どうもありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

ついでに申しますと、当ワーキングは、保育・雇用となっております、雇用の方にも出ていただかなければなりませんので、その点、お間違いのないように、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入ります。

待機児童解消に資する取り組みの現状について、資料1に基づいて、文部科学省さんから御説明いただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○日野企画官 文部科学省でございます。

お手元の資料1をごらんいただければと思います。おめくりいただきまして、まず、幼稚園における待機児童の受け入れの関係について、私の方から御説明をさせていただきます。

幼稚園が0歳～5歳の待機児童を受け入れる方策の1つとして、認定こども園に移行するという仕組みがございます。幼稚園は、3歳～5歳の子供を受け入れる教育機関でございますが、認定こども園は、幼稚園児に加えて0～5歳の保育の必要な子供を受け入れるという施設でございます。

現在、認定こども園への移行というものが着実に進んでおりまして、人数ベース、推計ベースでございますけれども、0～5歳の保育の必要な子供ですが、幼稚園から認定こども園に移行することによって、これまで約17万人の保育の受け皿を確保してきたところでございます。

認定こども園数が、現在、5,081ございまして、そのうち約4割が幼稚園から幼稚園型の認定こども園、幼保連携型の認定こども園に移行したものでございます。

2つ目のポツでございますけれども、一方で幼稚園児3歳～5歳の子供たちも、実を言いますと、お母さん方が職を持っているケースというものが結構ございまして、平成21年の調査ですと、大体4割ぐらいのお母さん方が職を持っていらっしゃるということがございます。

ですので、幼稚園児も長時間預かるということが必要になってきております。そういった施策も進めておりまして、今、私立の95%が早朝と夕方に預かり保育をやっている。そういったことで、3歳以上の待機児童の抑制・減少に寄与をしてきているところでございます。

直近の待機児童の状況でございますが、先日、厚労省の方から説明があったと思いますが、今、2万6,000人ほどいらっしゃるということになっております。

そのうち1、2歳児が大体7割強を占めております。1万8,000人ほどということでございます。今年の10月から育休が最長2年ということになりましたので、幼稚園といたしま

しては、2歳児のところを中心に待機児童の受け入れを一層推進していきたいと考えております。

幼稚園につきましては、下の囲いにありますけれども「これまで培ってきた実績・知見」と書いてありますが、例えば、幼稚園も親子登園とか、あとはお試し保育といいますか、入園する前のプレ保育みたいな形で、2歳児を受け入れてきているという実績がございます。

一方で、0歳、1歳とかになりますと、幼稚園が普段受け入れている3歳～5歳とはかなり異なるということもございますので、関係団体とかとも調整しながら、まずは2歳のところを中心に進めていってはどうかということで、今回、子育て安心プランに入れ込ませていただいたところでございます。

1枚おめくりいただきまして、「子育て安心プランの記載」の部分でございます。(1)～(3)、3つほどございます。

(1)は、一時預かり事業というものを活用した2歳児の受け入れの推進ということでございますが、今、一時預かり事業の幼稚園型というものがございまして、これは、主として在園児を対象にしているのですけれども、これを在園児ではない2歳の子供まで拡大をして、保育が必要となる2歳児を定期的に預かる仕組みを創設するということを来年度予算の概算要求に、今、盛り込ませていただいているところでございます。

2点目、(2)のところでございます。これは、一時預かりという形ではなくて、幼稚園から認定こども園に移行する際などの話ですが、通常0～5歳という形になりますけれども、これを0～2歳全部を相手にするのではなくて2歳だけでもいいですという形で、2歳～5歳を対象にした認定こども園も可能ですとか、あと、小規模保育事業、これは0～3歳未満が対象になりますけれども、これも2歳児のみでオーケーですとか、そういった形で受け入れが可能であることを明確化したり、あと、開所日数です。例えば、土曜日はあけないとか、開所時間、通常は11時間ぐらいになりますけれども、9時間とか10時間でも地域の実情によってオーケーですとか、そういったものを各自治体にお示しをして、2歳児の受け入れ促進を図っているところでございます。

こちらにつきましては、今年の6月に既に通知を发出させていただいているところでございます。

「(3) 預かり保育の長時間化・通年化の推進」でございまして、これは、3歳～5歳児のところにつきまして、より一層長い時間、あと、夏休みとか春休みとか、そういった長期休業中も受け入れが進むように、推進するための方策を概算要求の中で検討していきたいと考えております。

そういった取り組みをしていただける幼稚園につきましては、例えば、面積要件であるとか、あとは定員超過の取扱いにつきまして、柔軟な取扱いをしていただくように自治体に、また、通知を发出しているところでございます。

3ページ、こちらが受け入れイメージのポンチ絵でございまして、真ん中のとこ

ろに括弧で「幼稚園接続保育」というものがございますが、ここの部分を今回、より重点的に拡充して行って、2歳児の受け入れに貢献をしていきたいという概念図でございます。

4枚目が一時預かり事業、これまでの施策の概要をお示ししております。こちらは御参考でございます。

5ページは、先ほど少し申し上げた面積基準の緩和であったり、定員超過の取扱いの柔軟化につきましての基本的な考え方をお示しした資料でございます。

最後6ページ、幼稚園の2歳児を受け入れる関係ですけれども、幼稚園は、これまで3歳～5歳を基本受け入れてきましたので、2歳の受け入れにつきましても、若干不安な声も出てきたりしております。

ですので、先駆的に2歳児の受け入れを行っているような幼稚園の好事例を集めたり、効果であったり、留意点であったり、そういったものを調査研究するための事業を概算要求に盛り込ませていただいております。予算がついたらという話でございますが、こういったものも通じて2歳児の受け入れ推進に努めてまいりたいと思います。

○時枝課長補佐 続きまして、余裕教室等の保育所への活用につきまして、文部科学省の施設助成課から御説明をさせていただきます。

余裕教室の保育所への活用、文部科学省は、大きく待機児童対策というのを土地確保の問題と保育士、人の確保の問題とあると思いますけれども、土地の確保という観点から学校という場を活用して、厚労省さんとも連携をしまして待機児童対策を推進できないかという施策でございます。

8ページ、余裕教室の定義でございますが、一番上に書かれているとおりでございます。

現在、普通教室として使われておらず、かつ、学区域の児童数を見たときに、今後5年間は少なくともホームルームとしては使わないだろうという教室のことを余裕教室と定義させていただきます。

1. でございますが、活用の現状でございます。まず、前提としまして、公立小中学校の施設というのは、基本的に設置する市区町村さんの財産でございます。そのため、その活用方法については、当然ながら市区町村さんが決定するものでございまして、そこに文部科学省としての一切の規制をかけているということはありません。当然、消防法であるとか、建築基準法とか、そういったものはかかってくるかと思っておりますけれども、余裕教室の活用についての規制はありません。

現在、小中学校の余裕教室で保育所に転用しているものは、最新の調査では63室ございます。

ちなみに、今回、余裕教室への転用について御説明せよということなので、今、この数字を持ってきておりますけれども、こちらはもともと小中学校として建築された学校の教室があいたので保育所に転用した数でございます。

最近では、なかなか土地不足が進んでおりますので、小中学校を新築する際に、もともと保育所をビルトインするものも結構ございます。そういったものを合わせると113とい

う数字になります。今回の件とは違いますので、資料には記載しておりませんが、そういう形でも厚労省さんと連携して保育所の土地の確保ということを進めさせていただいてございます。

今回、子育て安心プランにおける記載について説明せよということで事務局から御指示を頂きましたけれども、子育て安心プランにおける記載は、枠囲みの中に書いてあるとおりでございまして、余裕教室等の活用、文部科学省から各自治体、教育委員会に対し、自治体の保育部局への余裕教室に関する情報提供や連携・協力について依頼するというのが子育て安心プランに書かれている内容でございます。

こちらは、我々と厚労省さんと一緒になって土地の確保をしようということで考えている際に、学校の管理をしているのは自治体さんの中でも教育部局でございます。

一方で、保育所をつくろうと検討するのは、自治体さんの中で保育部局になりますので、この中でも縦割りということが自治体さんによっては当然起こり得るということでございます。

文部科学省の方からは、教育部局、学校施設を管理している部局に対して、余裕教室がありましたら、しっかりと保育部局に情報を公開してくださいと。そして、福祉部局からの依頼がありましたら、それに積極的に対応して、学校の余裕教室を保育所として使えないかどうかということをごきちんとして検討してくださいという通知を出しまして、かつ、私どもの方で毎年47都道府県回って、各市町村さんに学校施設関係で要請する機会がございますので、それで基本的にはほぼ全国全ての市区町村さんに、こういったことを御依頼しているということでございます。

また、今、我々の取り組みだけ資料に書いてございますけれども、我々の通知あるいは要請を受けまして厚労省さんの方で更に福祉部局の方に、文科省から教育部局に対してこういう通知が行っているから、これをもとに教育部局に福祉部局は迫ってくださいということを厚労省さんから各自治体さんの保育部局に御依頼をしていると、そういう形で厚労省さんと連携させていただいているところでございます。

子育て安心プランの記載は以上でございますが、次のページ、余裕教室の活用促進に向けて、これまで以下のような取り組みを行ってございます。

1 ポツ目「余裕教室の有効活用」、優れた活用の事例です。文部科学省のスタンスとしましては、もちろん必ずしも保育所だけではなく、せつかくの有効資産ですからいろんな形で使っていただきたいと思っていますので、1 ポツ目に関しては、保育所以外のものも含まれたパンフレットでございます。

2 ポツ目は、保育所だけに特化した好事例あるいはこういうところが課題になってくるので、こういうところを気をつけてくださいといったようなことを、好事例あるいは注意すべき点とかを集めたパンフレットをつくったりとか、あるいは実態調査をして、それをもとに自治体さんに御依頼をするといったような取り組みをしてございます。

10ページ、こちらは御参考でございますが、そうは言っても63は少ないのではないかと

思われることもあるかと思いますがけれども、我々として今、課題として思っていることを挙げさせていただいております。

待機児童が多い地域は、小中学生も当然ながらふえているという状況でございます。そのため、余裕教室があるところというのは、そもそも待機児童がいないというところでございます。表1にあるとおりでございますけれども、東京都の中で待機児童数が多いトップ5を挙げさせていただいておりますが、余裕教室はなかなか少ない。あるいは学校に1個、2個あいているからといって、1個、2個では保育所にはならないので、やはり、5個、10個あかないので保育所にはならないので、そういった点でなかなか転用できるだけの需要があるところに供給がないということは、やはり大きな課題かと思っております。

これは、全国どこでもそういう状況なので、そうは言っても転用できるところは、是非積極的にやってもらいたいと思っておりますし、厚労省さんと、これまでも連携してやっておりますが、なかなか数値としてインパクトのある保育所の増加には、この施策は、なかなかつながるわけではないのだろうということで、一方で現状認識しているところでございます。

2ポツ目、保育所に転用するための改修工事費、右側の図1で書いているとおり、結構なお値段がかかりまして、平均で4,500万円ぐらいの改修工事費がかかっているという状況でございます。

これで、保育所に一回転用したけれども、やはり生徒さんがふえたので教室に戻したいというときに、また同じだけの金額がかかるというのはばかばかしいということで、そのリスクを踏むよりは、一番下のポツでございますけれども、保育のニーズがあるということは、小1の壁でございますけれども、学童保育のニーズも当然高いという状況でございます。ですので、保育所に転用するよりも、まずは学童保育に転用するというのは、自治体さんの判断で大きくございます。学童保育ですと、改修費がほとんどかからないので、実際に保育所よりも学童保育に転用するケースが非常に多いというのが現状でございます。

こういった課題として書かせていただきましたけれども、なかなかインパクトのある対策にはならないとは承知しておりますが、引き続き厚労省さんと連携しまして、保育所の土地確保というところで協力をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、討論に入りたいと思います。どうぞ、どなたからでも結構でございます。

何かありましたら、どうぞ。

○池本専門委員 質問で、全く問題からそれで申し訳ないのですけれども、学童保育であれば、まず、そもそも空き教室ではなくても、小学生が授業を終えたその教室をそのまま使うということも可能だと思うのですが、それは法律上というか、例えば、机を端に寄せて学童のスペースとして使うということは可能なのでしょうか。

○時枝課長補佐 もちろん可能でございますけれども、教室の後ろに全部寄せるだけでは、

スペースとしては少しきつかなと現実的には思いますけれども、何か規制があるわけではございません。通常は、別のところを使われるのが一般的だと思います。

○池本専門委員 あと、実際にそういうことをやっている自治体をどこか御存じですか。その子たちが利用している教室を放課後や休み中に使うという例が、もし、あれば教えていただきたい。

○時枝課長補佐 すみません。現時点では、私が存じ上げているものはありませんので、また、後ほど事務局を通して御回答させていただければと思います。

○池本専門委員 ありがとうございます。

○安念座長 よろしく申し上げます。

ほかにいかがですか。

森下先生、どうぞ。

○森下座長代理 5ページのところなのですが、認可定員のところというのが、ある意味、今あるわけだから一番効果があると思うのです。

だけれども、これはいつも話に出ますけれども、都道府県を介してやるということは、なかなかそこから先、思ったように効果が出ないというのが通常のパターンというか、かなり地方自治のところにも阻まれているところが、結構この問題というのはあると思うのですが、具体的に、積極的に行った結果、どれくらいふえているのかという数字あるいはその数字を見て、もし、駄目であれば、何か積極的に更に推進するような方策として、次の矢があるかどうかというのはいかがなのですかね。言っただけで終わるといふのだと、この問題は、いつまでたっても解決しないと思うので、具体的なアクションをお聞きしたいと思います。

○日野企画官 今年の6月28日の事務連絡の中で、この話をさせていただいたところがございます。

自治体からは、当然問い合わせが来ているのですけれども、当然自治体だけではなくて、あとは、事業者さんの方がやってくれるかどうかというものがございます。

事業者さんの方は、2ページに飛んでいただきまして、ここには一時預かり事業の幼稚園型というのが(1)番にございますけれども、これは、よく報道されている幼稚園で2歳児受け入れと出ている記事が、多分、この事業を指しているのですが、この事業自体は、実を言いますと、概算要求で、今、事項要求という形になっていますけれども要求をしていて、これから補助額がどれくらいになるとか、基準がどうなるのかというのが決まっていますので、多分(1)番と(2)番とかをにらみながら、事業者さんなり自治体は判断をしていくと思うので、実際に効果が出てくるというのは、やはり、もう少し先にならざるを得ないのかなと考えております。

○森下座長代理 しつこくて申し訳ないのですが、一体いつごろをめどに考えているのかということと、PDCAを回さないと意味がないと思うので、いつごろそのプランが、その結果数字として出てきているかという次の調査はどのように予定されているのですか。政策

的には、やはり効果を見ないと意味がないと思うので、いかがですか。

○日野企画官 例えば、一時預かりにしても、あとは認定こども園に移行するとかという話でも、実際に効果が出てくるというのは、自治体で、例えば、一時預かりの事業で言いますと、今年度国で予算化をして、予算が通って、その後、自治体の方で予算化をしてもらわなければいけないということになるので、多分、どんなに早くても来年度中ぐらいにならざるを得ないのかなと思っています。

○安念座長 そこで、いろんな事業なのですが、今、国もそうだし、自治体さんも準備運動中みたいなフェーズですね。どうなのでしょう、大体どれくらいの自治体がやる気があるか、あるいはどれくらいの事業者さんがやってくさるかというようなデータというか、情報というか、進捗状況みたいなものは、少しずつたまりつつあるような状況なのでしょう。

○日野企画官 こういう事業を、今、各いろんな事業者さんの団体の講演に行ったりとか、あとは自治体を通じていろいろ問い合わせが来ておりますけれども、率直に申し上げて、引き合いは非常に強いと考えております。

というのも、特に一時預かりの幼稚園型の2歳児の受け入れは、団体さんとよく調整しながらやっているということもあって、幼稚園自体、子供が減っているというのもあるので、そういう意味では、2歳児の受け入れということに対する期待というのは幼稚園側にもありますので、定量的にどのくらいとかというのはないのですけれども、引き合いとしては相当強いかなと思っています。

○安念座長 その場合、受け入れを考えておられる園で、やはり、今まで基本的には3歳児からしか受け入れの経験がないわけだから、先生方も本当に2歳児を受け入れて大丈夫なものだろうか、いろいろ御心配などもあるだろうと思いますが、お聞きになっている範囲で、一番高いハードルというか、懸念点みたいなものはありますか。

○日野企画官 やはり2歳児なので、今まで3歳からしか受けていなかったということに対するちょっとした不安もありますし、あとは2歳児を受け入れるとなると、今の一時預かりの事業で言いますと、人員の配置基準がもっと高くなるのです。

保育所で言いますと、3歳児だと20対1で、2歳が6対1なので、2歳児を受け入れるということはマンパワーの確保というところも当然ハードルになってくるかなと聞いています。

○安念座長 それはなるでしょうね。

どうぞ。

○八代委員 マンパワーだけではなくて、2歳児を預かる場合は、保育士は雇わなくてもいいのですか。

○日野企画官 2歳児を預かる場合には、一時預かり事業で言いますと、保育士は3分の1と今はなっています。

○八代委員 それで、本格的に入れると、もっと要るわけですね。それは同じなのですか。



○日野企画官 比率は一緒です。

○八代委員 だから、これは、文科省さんではなくて厚労省の問題ですけれども、前回も聞いたように、厚労省は100%保育士でなければ子供の安全が守られないと言っているけれども、一方で文科省の方は、ちゃんと保育士を3分の1で安全が守られているわけですね。

○日野企画官 それは、一時預かり事業として、そういう形に今なっていると。

○八代委員 一時預かりでいったって、預かっていることは預かっているわけで、この一時預かりの時間というのは、定義としてはどれくらいですか。

○日野企画官 2歳であれば8時間。

○八代委員 8時間ですね。だから、基本的に同じわけで、だから完全に閣内不一致ですね。そういうことの協議は、特に厚労省とやっておられないのですか。つまり、厚労省は、2歳児だと6対1で、しかも全員保育士でなければいけないと言っていて、文科省の方は、6対1は同じなのでしょうけれども、3分の1の保育士数でやっていると。それで、当然同じ水準の安全基準は守られているわけですね。

○日野企画官 一時預かり事業は、厚生労働省のスキームで2分の1と決まっていて、幼稚園型につきましては、人材確保が非常に今、難しいということもあって、当面3分の1という形に今なっているというのが現状でございます。

○八代委員 ありがとうございます。

○安念座長 それは、我々が考えるべき問題ですね。

○八代委員 是非文科省の方も御協力を頂きたいと思います。

○安念座長 特に実績がはっきり出てくると、大変いいですね。

○八代委員 それで、規制改革というのは、こういうふうに省庁によって違うときは、緩い方に合わせるというのが1つのやり方なので、是非文科省基準を活用していきたい。

○安念座長 長時間化や通年化というのは、保育所的機能を期待しておられる親御さんからすれば、ある意味、決定打と言ってもいいことで、ずっと働いている方にとっては、夏休みに子供にいられては、その間、また別の手当をしなければいけないので、どうにもしようがないのですけれども、これは、どのくらい実施できそうな感触をお持ちですか。

○日野企画官

預かり保育自体は、先ほどもありましたとおり、私立の約95%やっております。

あと、特に都心部の幼稚園ですと、親からのニーズが非常に高いので、例えば、朝7時ぐらいからあけて、夜も7時とか、そのぐらいまでやっているような幼稚園も出てきております。

現状のデータを申し上げますと、夏休み、冬休み、春休みの預かり保育の実施率が、大体今、66%。

○安念座長 全国でですか。

○日野企画官 これは、全国の数字です。

○安念座長 そんなにやっているものなのですか。

○日野企画官 あとは、長時間、午後6時以降までの預かり保育の実施率は、今、25%です。

○安念座長 そうですか、思いのほか、広がっているものなのですね。よくわかりました、ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

少しタイムスパンの長い話ですけれども、昔から幼保一元化などというのがアイデアとしてあって、特に大都市部以外では、幼稚園もなかなか経営が苦しいところがあるという話を聞きますけれども、今まで幼保と分かれていたものをだんだん統合していくというような考え方はどうなのでしょう、認定こども園を更に超えてというような発想はあるものなのでしょうか。

○日野企画官 今の段階で申し上げますと、認定こども園を推進していく。幼稚園の方には、基本的には幼稚園の判断で、そこは認定こども園に行くのか、幼稚園のままで行くのかというのは決めていただいて、認定こども園に移行したいというところにつきましては、政策的にちゃんと後押しをしていくというのが基本的なスタンスで、これ以上のものというのは、今の段階では特にございません。

○安念座長 わかりました。

どうぞ。

○八代委員 園児の受け入れの仕方なのですが、保育所の方は、結局、自治体がどこの保育所と決めるわけですが、幼稚園は、自由契約ですね。だから、自由契約で、保護者と直接契約で受け入れた園児を延長保育するなり、それは構わないのですが、先ほど、園児以外の子供も一時預かりで受け入れるということをやっておられる。その場合は、やはり自由契約なのですか。それとも自治体から回ってくる、この分を受け入れてくれと、どっちの方向なのでしょうか。

○日野企画官 そこは自由契約という形になっています。

○八代委員 そういう意味でも、かなりほころびが起こっているわけですね。

○安念座長 そうなのです。

○八代委員 ありがとうございます。

○安念座長 どうぞ。

○池本専門委員 (1) 番の一時預かりの幼稚園型を利用するのには、特に就労証明書とかは必要ないという考え方ですか。

○日野企画官 基本的に考えているのは、保育を必要とする子供ですので、誰でもという形ではない。ですから、基本的には保育所相当といいますか、入るべき子供というのが一時預かりの2歳児受け入れの対象として、今、考えているものでございます。

具体的な要件というのは、これから年末にかけて細かく決めていくということにはなりません。

○池本専門委員 就労証明が要るか、要らないかというのは、まだ確定していない。

○日野企画官 まだ、そこまで細かく決めているわけではないですが、基本的には、保育を必要とする子供と同等といいますか、保育を必要とする子供をベースに考えていますので、働いていらっしゃる方であったり、あと、御家族の介護であったりとか、そういった基本的には保育と同じような感じになるのかなと考えております。

○池本専門委員 今、幼稚園が自由にやっている預かり保育は、全く就労証明書とかはかかわっていないですね。

○日野企画官 はい、それは要らないです。例えば、一時的にちょっと風邪を引いてしまったとか。

○池本専門委員 関係の中でやっていらして、それとはまた（１）番は違うようになる可能性もあるけれども、今やっている預かり保育のような形で運用される可能性もあると、そこがまだ固まっていないということなのですか。

○日野企画官 基本的には、誰でもかれでも定期的に受け入れるという形ではなくて、やはり、待機児童対策で考えていますので、保育を必要とする子供を基本に考えています。これから細かいことを決めていくという状況でございます。

○安念座長 どうぞ。

○八代委員 ただ、それは、我々から見れば墮落であって、本来、幼稚園の方がサービスとして、いわば児童教育をやっているわけで、そういう保育を必要としているかどうかというのは措置制度の考え方であって、行政が利用者を選別する考え方なのです。

だから、それをやると、結局、厚労省型の基準と、こっちの基準を合わせないと不公平になりますから、池本さんが言われたみたいに、当然就労証明書が必要になりますね。それは文科省が独自につくられるのか、当然、それは厚労省の基準に合わせないとロジカルにはおかしいわけで、何とか是非頑張ってください。待機児童対策だから保育を必要とするという条件を入れても、極端なことを言えば、そんなのはなし崩しにしてしまえばいいわけであって、要するに、できるだけ幼稚園の考え方を貫くというのが本来の方向であると、内閣府も応援していただくというか。

○安念座長 ちょっと小理屈になってしまいますが、待機児童対策であると言ったって、やはり、幼稚園でお預かりする以上は、法制度的には、学校教育法のスキームの中に入ってくる話ではないのですか。

○日野企画官 学校教育法上は、幼稚園は３歳～５歳児を対象にすると、ばしっと書いてあるので、２歳児を受け入れても、それが学校教育法の範囲に入るかと言われると、そうではないとなります。

○安念座長 そうではないのだ。そうすると、ここで言う２歳児を預かるというサービスは、学校教育法上の幼稚園が行っている事業、サービスではないという整理になるわけですか。

○日野企画官 はい。

○安念座長 しかし、そうすると、何だということなのですかね。

○日野企画官 幼稚園の知見を活用して、待機児童を受け入れる、保育的な機能を発揮するという位置づけということだと思います。

○安念座長 そうすると、例えば、私は大学の教師なのですがけれども、突如、保育に目覚めて、何人かと同僚と組んで保育を事実として始めます。それは、いいことだとなった場合、しかし、それは学校教育法上の大学ではない。だから、学校教育法上は何でもないというのと、つまり、学校教育法上の中の位置づけが得られないという意味では同じだということになりますね。だから、事実として提供されているサービスだと、学校教育法上の観点から見ればね。

○日野企画官 幼稚園の枠組みの外でやっていただいているということになるかと思いません。

○安念座長 しかし、そうだとすると、条件も自由にしていはいはずだということも言えますね。わかりました。どうもありがとうございます。頭が整理できました。

どうぞ。

○池本専門委員 あと1つだけ、2歳児を受け入れるということになると、2歳児の教育をどうするかというのは、結構、海外では2歳児の教育というので議論があるのですが、そこは文科省としては、何か検討はされないのでしょうか。せっかく2歳児受け入れということであれば、幼稚園で2歳児を教育の対象として受け入れるということの検討もしてはどうかと個人的には思っているのですが、その点は、どんな感じでしょうか。

○八代委員 別の言い方をすると、学校教育法を変える気はないかということです。

○日野企画官 幼稚園での2歳児の受け入れは、実を言いますと、平成14、15年からだったと思いますけれども、特区で一度やったことがございます。

それで、全国幾つかの先駆的な幼稚園でやっていただいて、検証した結果なのですが、やはり2歳児と3歳以上になると、例えば、友達との関係とか、先生との関係とかで全然違うらしいのです。

幼稚園というのは、3歳から5歳が集団でお互いの関係の中で成長していくのですが、2歳児になると、個人差はあるのですが、どうしても先生との関係をすごく求める。だから、人員配置基準も高いのだと思います。

そういうこともあって、専門家に集まっていただいて検討した結果、やはり幼稚園教育としては、2歳児というのは少し異質ですね。だから、幼稚園としては、子供を対象にしている知見もあるので、2歳児の預かりではないのですが、そういった受け入れ、保育機能を発揮する方がいいのではないですかという結論が、たしか平成18年度に出て、特区法も、結局その条を削除するというような法改正をさせていただいたという経緯がございます。

○安念座長 どうぞ。

○池本専門委員 その経緯は知っていて、その当時は、そういう議論だったと思うのですが、やはり、どんどんいろいろ世界の幼児教育の動きも変わっていて、2歳児の受け入れというのは、各国かなり教育として受け入れる国がふえている中で、改めて2歳児を幼稚園に受け入れるのにあわせて、再度検討するということがあっても、幼稚園という、あのやり方は2歳児は合わないけれども、2歳児の教育はどうあるべきかという検討を各国はやって、それで、幼稚園とは違うやり方での受け入れを制度化しているという流れがありますので、そのあたりは特に今のところは検討を、せつかくここで2歳児が話題になっているから、何か動きがあるかなと思ったのです。

○日野企画官 今のところは、先ほどの資料の6ページにあります調査研究を来年度とりあえずやってみようということで、ここから発展するかどうかという感じなのかなと思います。

○池本専門委員 是非ここは海外の2歳児というのも少しサーベイしていただけたらなと思います。

○日野企画官 それは、引き取らせて検討させていただきたいと思います。

○安念座長 本当に根本論ですね。きょうは、待機児童の話かと思ったら、思わぬやぶ蛇だなとお思いになるかもしれないが、しかし、ここは国家百年を考えれば、本当に重要な話なのでしょうね。それで、国家百年の話になったのに、えらい技術的な話になってしまうのですけれども、教室の活用の話なのですが、改修の費用に相当のばらつきがあるようなのと、それから、御指摘のように、結構かかるものだなというのが実感なのですけれども、高い、安いが相当あるのは、やはり、改修の規模というか、広さとか、そういうことですかね。

○時枝課長補佐 おっしゃるとおり、どの程度の規模の保育所をつくるのかということが、もちろん一番大きな変動要因だと思いますけれども、やはり学校の余裕教室を保育所に転用するに当たって、一番現場の方々が困ることは、導線の確保、あと、安全確保でございます。

ですので、実際に転用している事例を見ると、そもそも学校は幾つかの棟で分かれています、間に渡り廊下があったりするかと思うのですけれども、その1棟を保育所にしてしまって、ここに壁をつくってしまうとか、そういうような転用事例が結構多いところでございます。そういう転用だと、必然的にお金がかかると、工事費もです。

ただ、中には、もともとそんなつくりになっていると、そういうふうに変えやすくなっているような学校というのが、ほとんど工事は要らなくて、そういう形状になるような学校もありますので。

○安念座長 では、たまたまということですか。

○時枝課長補佐 たまたまです。そういうところだと、比較的安い工事費でできているなという印象はございます。

ですので、おっしゃったような規模もございますし、もともと学校のためにつくったも

のを転用するに当たって、保育所になりやすいかどうかというたまたまの要素というの  
結構大きいというのは、見ていて思います。

○安念座長 わかりました。ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

きょうは、本当に非常に貴重なことを教えていただいたという気がします。今後とも御  
教示を賜りますよう、よろしく願いいたします。

きょうは、どうもありがとうございました。

(文部科学省退室)

(株式会社ニチイ学館入室)

○安念座長 次に、待機児童の解消に向けて障害となる、事業所内保育（企業主導型保育  
事業を含む）及び認可保育園等の設置・運営における制度上の課題について、企業さんから  
ヒアリングを行いたいと思います。

きょう、おいでいただきましたのは、株式会社ニチイ学館さんでございます。どうもお  
忙しいところありがとうございます。

○鈴木本部長 どうぞ、よろしくお願いします。

○安念座長 こちらこそ、よろしくお願いいたします。

早速でございますが、資料2に基づいて御説明を頂きたいと存じます。

○鈴木本部長 ただいま御紹介を頂戴いたしました、株式会社ニチイ学館の鈴木でござい  
ます。日ごろ関係機関の皆様には、大変お世話になりましてありがとうございます。

また、このような場で発言の機会を頂戴いたしましたことを重ねて御礼申し上げます。  
ありがとうございます。

私は、鈴木と申します。弊社で保育事業部門の責任者をさせていただいております。

また、後ほどの質疑応答等につきましては、同行しております係長の大山の方も対応さ  
せていただきたいと存じます。

それでは、早速ですが、資料に沿いましてお話を進めてまいりたいと思います。

まず、表紙をめくっていただきまして、目次が続きます、本当にごくごく簡単に私ど  
もの自己紹介をさせていただきたいと存じます。

商号は、株式会社ニチイ学館と申します。

主な事業といたしましては、保育事業、医療関連、介護、そして、教育の4つの事業を  
中心に展開をさせていただいております、全国50の支店も設けてまして、そのもとに現在  
約200か所の保育関連施設の運営をさせていただいている企業でございます。

5ページをごらんください。保育事業に少しフォーカスをした部分の御紹介をさせてい  
ただきますが、私どもの保育理念「おもいっきり。」というキーワードを掲げまして、園  
児、子供たち一人一人がそれぞれ持つ可能性ですとか、そういったものを見出し、引き  
上げというようなことを「おもいっきり遊ぶ。おもいっきり学ぶ。」というキーワードの  
もと、理念を掲げております。

また、それを具現化すべく保育目標を3つほど立てまして「すくすく育つ」「わくわく遊ぶ」「いきいき過ごす」という目標を掲げまして、日々の保育サービスの提供に当たらせていただいているところでございます。

続きまして、その中で、この保育目標をもう少し具体的に特徴づけて保育サービスを提供している部分がございますので、1点だけ御紹介させていただきますが、私どもの教育事業の中で行っております、COCO塾という英会話スクールがございまして、そちらとの連携を行いまして、各園で園児に対して、いわゆる幼児向けの英会話レッスンを各園で標準保育プログラムとして提供させていただいております。

皆さんも御存じのとおり、就学児童はもちろんですが、就学前児童につきましても、英会話に対する保護者のニーズというのは非常に高いものがございますので、そういったニーズにお応えすべく標準プログラムとして御提供させていただいているところでございます。

では、早速、本日の本題とも言えますが、いわゆる事業所内保育、その中でも企業主導型保育事業につきまして、私ども今年4月から本格的に事業を展開させていただいておりますので、この半年間と言えども、その間に様々な経験をさせていただきましたので、せん越ながら、その中から感じとられた課題点と言いましょいか、そういったものについて触れてまいりたいと存じます。

9ページ、これは、10月1日現在の私どもの展開状況でございますけれども、全国北海道から沖縄まで65か所、そのうち48か所が、この4月に開所させていただいております。残りが来年4月に向けまして、今、開所の準備を進めているところでございます。

次に10ページ、こちらは、先ほど触れました65か所の基本的な各保育施設のスペックとなっております。

総定員としましては18名でして、それを従業員枠、地域枠、これを50%、50%で分けておりまして、地域枠を各園に設けている状況でございます。

現状の、いわゆる御利用状況でいきますと、やはり地域枠の御利用ニーズがいち早く高まりまして、各園の利用状況としては地域枠の方が先行して稼働が上がっている状況でして、後から追っかけ従業員枠です。

こちらは、弊社の従業員利用というのは、もちろん大前提にしておりますが、近隣にあります各企業様、法人様にも共同で御利用いただく、いわゆる共同利用型として従業員枠9名というのを基本的な定員枠という設け方をさせていただいております。

早速本題となりますが、11ページ、6点ほど、私どもが主に感じた点をまとめさせていただきました。問題点、そして、それに対して私どもなりに感じた代案と言いましょいか、皆様に御検討を願えれば幸いと思う部分をまとめさせていただきました。

まず、1点目でございます。先ほど触れました地域枠に関してなのですが、広く地域の方に御利用いただく枠を設けてはおるのですが、現状におきましては各自治体の、いわゆる受け皿としてのインフラとして正式には組み込まれていない状態でございます。ですの

で、各自治体の私どもの保育園の活用の仕方というのも非常に千差万別になっておりまして、積極的に地域枠を活用なさっている自治体さんがあれば、いわゆる認可外施設というところで、枠としては別の取扱いをされておられる自治体さんもあり、その背景には、整備計画の中に、まだ企業主導型というのが組み込まれていないということが言えるのではないかと考えております。

一方で、内閣府ですとか、児童育成協会さんの方からの指導に基づいたほぼ認可と同等の基準で開設をされている保育園でありますので、整備計画の中に是非組み込んでいただく余地は十分にあるかと思っております。

2点目につきまして、今度は、いわゆる従業員枠の利用促進を図る上で、私どもが一番大きな点と感じておりますが、大前提としては、私どもと御利用いただく法人との間の、いわゆる法人契約を締結することが定められておりますけれども、当然、法人契約となりますと、各法人様の中での機関決定ですとか、様々な手続等がありまして、一定の時間もかかるということもあって、なかなか従業員枠の利用のスピードが上がっていかない1つにこういうことが背景にあるのではないかと考えております。

ですので、この点につきましては、いわゆる就労証明を御利用なさりたい方が、お勤め先の企業様、法人様の方から就労証明を出していただくことで、入園資格である一般事業主としての確認、そういったものを確認することでタイムリーと言いましょうか、クイックに御利用いただけるような見直しというのが、1つ策として言えるのではないかと考えております。

3点目でございます。こちらは全体を通してなのですが、いわゆる運営費の算定基準です。保育園の利用日数に応じまして日割計算がされる仕組みになっておりまして、15日、16日というのが1つのボーダーになっているわけですが、15日以下の保育園利用をなさる方というのは、運営費が日割計算になります。ですので、経営的な観点から考えますと、やはり、満額を受給いただける利用者の方が、ともすれば優先されてしまうようなことも起こり得るのではないかと考えています。

企業主導型が立ち上がりました背景には、多様な働き方を支援するということが大きくあると思います。特に非常勤で働かれています方、勤務日数はフルタイム、20日という日数はないのですが、出勤された一日の労働時間で見ますと、8時間フルタイムの勤務をされている方というのも相当数いらっしゃいます。そういった方が、ともすると優先順位が下がってしまうようなことも起こり得るという意味で、利用日数だけではなくて利用時間という軸も1つ設けることで、そういったことが回避できるのではないかと考えております。

続きまして12ページ、4点目でございます。

冒頭申し上げました整備計画のところでも少し触れましたが、自治体ごとの企業主導型保育施設に対する取扱いと言いましょうか、ここに大きく差があるということがありまして、冒頭申し上げた地域枠からの利用が進んでいる、その一番の理由というのは、自治体さんの立ち位置と言いましょうか、スタンスの違いであります。



開園早々から自治体さんの方から、私どもにお声がけを頂いて、入園先として自治体さんの方が紹介するという動きが、いち早くスタートしたところは、やはり、稼働が早期に高まり、その逆で、まだ取扱いに迷われているのか、何らかの意思決定がなされていない自治体さんにつきましては、今、なかなか利用促進が進んでいない。かなりここははっきりとあらわれてきていますので、自治体さんの関与の仕方というのも御検討いただく余地のある部分ではないかと思っております。

5点目です。制度自体の周知、啓蒙についてでございます。様々なメディア等で、企業主導型保育というワードは流布されているところではあるかと思いますが、ただ、私どもが接点を持たせていただいている法人様とお話をする中では、なかなか制度自体が御理解いただけていなかったり、そのメリットみたいなものが伝わり切っていなかったりということが散見されますので、まず、私どももそういったところから企業様の御利用の促進に当たって、企業様への御提案を重ねているところではあります。あと一歩、周知、啓蒙というのも必要な部分ではないかと思っております。

6点目でございます。地域枠は50%までという基準がございますけれども、これにつきましては、既に緩和するという発表がなされておりますけれども、いまだ正式な基準等は発表されていませんので、地域枠の柔軟な運用については、やはり、早々に検討を進めていただくことによって、各地域の待機児童の解消につながっていくものであると思っております。

現状も、保育園としては、定員はまだあきがあるのですが、地域枠はもう埋まってしまっているので、利用者の方から見ますと、あいているのに何で利用できないのですかというような疑問を抱かれてしまうようなケースが発生しております。

ですので、そういったケースにおきましては、まさに50%の緩和というのが有効ではないかと思っております。

ただ、今、課題を申し上げましたが、私ども実際に事業者としてこの事業をスタートさせていただく中で、非常に地域にとって有効な社会資源になり得るといえるのは実感しておりますので、是非今お話したような点につきましても、御検討を深めていただければという思いでおります。

続きまして、14ページ、今度は認可保育所、小規模保育所に関する運営の方から感じた点ということを申し述べたいと存じます。

14ページにつきましては、先ほどの企業主導型と同様、現在の展開状況をお示ししているところでございます。

北海道から九州まで全国で107か所の保育所の運営をさせていただいております。一部開所予定を含みますが、このような体制で運営をさせていただいている状況でございます。

15ページ、このあたりは釈迦に説法になってしまう部分でございますが、私どもが認可保育所、それから小規模保育所の開設をするに当たって、基本的な開発フローを示したページでございます。この中でもとりわけ重きを置いているところは、一番左端にござい

まず保育ニーズのヒアリングであります。ヒアリングする先は、基本的には自治体様になりますけれども、皆様御存じのとおり、保育園の商圈と言いましょか、実際に利用される範囲と言いましょか、それは非常に狭いものでございます。

ですので、例えば、何市で待機児童があるからといって、そのどこに保育所を置いてもいいということではございませんので、その中でもどの町がいいのか、どの地域がいいのかというところのヒアリングに時間をかけてやっております。

それが、最終的には、私どもの運営にも大きく影響する部分でございますので、保育ニーズのヒアリングに最も重きを置いているところでございます。

ただ、昨今、ちょうど中ほどに「近隣説明・工事」というところがありますが、やはり、開設予定地の近隣の住民の方の御要望、御意見というのは、かなり地域によっては強い懸念を示されたりですとか、反対をされたりということも、各地域で取り沙汰されておりますが、私どもも徐々にこれについての影響というのも少し増してきているかなと、感覚値として高まっているところではあります。

ですので、このあたりも自治体さんとの協力によって、地域住民の方への御理解を深める。この努力は、私ども事業者としても取り組んでまいりたいと思っておりますが、様々なバックアップを頂戴できると、幸いな部分ではございます。

では、16ページ、認可、小規模に関する課題点につきまして、6点ほど同様にお話し申し上げます。

まず、1点目であります。法人格によります整備計画に対する参入に規制があるということ。このあたりは、本当に皆様御存じのお話ではあります。いまだ正式に株式の参入を禁じていると言いましょか、そういう自治体もございまして、間接的に排除しているというようなところもございまして、まだ、残念ながら参入規制があるという実態があるという点でございます。

ただ、株式会社でありまして、認可、小規模の国基準を当然のりとした運営、開設を行いますので、この参入規制というのは、どうか撤廃ということが有り難いと思うところでございます。

2点目です。待機児童の解釈、いわゆるカウントについてでございます。これも既に統一のカウントということが打ち出されておりますが、残念ながら、まだ今年度も各市町村それぞれのカウント定義による数え方がなされておりますので、先ほど申しました真のニーズと言いましょか、待機児童が見えてこないというところもありまして、いわゆる統一された運用を是非進めていただきたいと思いますと思っております。

余談になりますが、現状は、自治体さんの発表では待機児童ゼロとおっしゃっている地域でありまして、私どもの認可、小規模ですとか、企業主導型におきましては、続々と新規の入園希望者があらわれているという実態もございまして、ですので、是非このカウントにつきましては、統一運用をお願いしたいと思っております。

3点目です。補助金についてなのですが、ここも法人格によりまして、株式会社に対し

ては支給されない、ないしは一定の制約を受けるというようなルールがございますので、このあたりも1点目の話と共通するところではありますが、是非法人格による区別というのをなくす、ないしは少なくするという取り組みが期待されるところでございます。

17ページ、4点目でございます。基本的には、認可保育所、社会福祉法人会計での会計処理を弊社も当然行っておりますけれども、やはりこの会計処理が非常に煩雑です。

何が煩雑かと申しますと、自治体さんごとに必要となる書類であったり、フォーマットがそれぞれの運用をなさっていらっしゃるところがございまして、同じ一口で社会福祉法人会計と申しましても、発生する作業、業務につきましては、かなり多岐にわたるといような現状でございます。

ですので、このあたりも待機児童の定義と同様、可能な限り統一運用といったものが願わくばというところでございます。

5点目、運営費の弾力運用、残高の用途制限に関するところでございますけれども、これも自治体さんごとに運用の考え方が、ある程度柔軟な運用を許可されているところもあれば、一切まかりならぬというところもあり、自治体ごとの差がある。

ここでまた法人格による違いがあるのですが、社会福祉法人につきましては、その自由度が一方であり、株式にはないというような法人格による違いがあるということもあわせて、今後のさらなる保育所の各地での整備ということを考えますと、こういった運営費の弾力的な運用というのも議論の余地があるのではないかと感じております。

6点目でございます。公定価格の請求業務に関するところでは、先ほどの社会福祉法人会計とも共通するところでもありますけれども、やはり、同じような請求を行うのですが、フロー、帳票類が様々になっていること。そうすることで、残念ながらシステム化が非常に難しい領域になっております。

これも、私ども広域で複数の拠点を展開しておりますので、本来であれば、そういったところが効率化なされますと、それによって浮く費用につきましては、例えば、保育士の処遇改善に充てるですとか、そういったところにもっとお金の使い方を変えていきたいと思っているのですが、残念ながらそういった業務の効率化というところがなかなか進まないところがあり、ほかに使うお金の確保がなかなか難しいということが言えます。

ですので、請求業務に関するところにつきましては、簡素化でありましたり、統一化というところが効果的な支援になるのではないかと考えております。

既に検討ですとか、議論が始まっている事案も多々この中に含まれていたと思いますが、今後更に企業主導型の制度がよりよい制度になり、かつ、利用者の方の利便性の向上にもつながるように、様々な御検討を皆様の中でいただけると、私どもの事業所としても頑張りが出てまいりますので、議論のほど、お願い申し上げたいと存じます。

御清聴ありがとうございました。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、20分ほどディスカッションをさせていただきたいと思っております。

森下先生からどうぞ。

○森下座長代理 ありがとうございます。非常に具体的な提案で、何をすべきかというのが明確になったかと思うのですが、待機児童の解消は、非常に喫緊の課題であると、急ぎであるという状況を考えると、どこが一番早期に効果があるかというところを教えてほしいのですけれども、何からやるという順番的な話で言えば、どこが一番効果がありそうですか。

○鈴木本部長 まず、企業主導型でいいますと、先ほどの地域枠のところが一番即効性のあるものかなと思っております。

次いで、従業員枠の法人契約の簡素化といったところ、その2点が優先順位は高いかと思えます。

○森下座長代理 2点目の従業員枠に関して、なぜ法人との契約締結が必須なのかという理由がよくわからないですけれども、何でこういうたてつけになったのですかね。

○鈴木本部長 それも私どもも何度か御質問を関係機関にさせていただいたことはあるのですけれども、一番は、厚生年金適用企業であるということの資格確認が必要だというのが外せないところ、ただ、それは契約ではなくてもできるのかなというところもあります。私どもも、今おっしゃられたような疑問は、今も感じつつというところではあります。

○森下座長代理 厚労省の課長通達なのか、法律上書いてあるのですかね。

○安念座長 法律に書いてあるとは思えないな。

○大山係長 こちらの契約が必須という件につきましては、企業主導型保育事業の実施の要綱の中に定められております。実際は、そこで縛られているような条文になっております。

○森下座長代理 それを改めてもらうと。

○八代委員 ちょっと臆測なのですが、もともとこれは、旧労働省が持っていた、働く女性を促進するために、それまで企業が独自に企業内の保育所を持っていたわけですね。それに補助金を出していた。だから、もともと建前が企業主、事業者に対する補助金という制度を受け継いでいるからということではないかと思うので、それはもちろん変えればよいこと。

○安念座長 ちょっと調べてみないといけないですね。

それで、結局、使いたい従業員の方も、会社の中で稟議書を回さないと駄目だということですね。

○鈴木本部長 おっしゃるとおりです。ですので、大手企業さんですとか、女性活躍ですとか、いわゆるダイバーシティに積極的に取り組んでおられる企業様は、もともとそういう概念、考え方をもちいらっしゃいますので、割りかしお話はスムーズに進むのですけれども、それが全てではありませんので、おっしゃるとおり、そういった諸手続ないしは意思決定がそもそもなされないと、というところがあります。

○安念座長 どうぞ、どなたからでも、八代先生。

○八代委員 あと、先ほど言われた12ページなのですが、地域枠の上限50%の早期撤廃ということなのですが、これを我々が厚労省に言ったら、では、何パーセントならいいかと逆に聞かれるわけで、私は極端に言えば、地域枠の人が1人でもいればいいのではないかと思うのですが、変にそれを60とか70と決められても、また、そこで次の上限にあるので、決めない方がいいのではないかと。何かそちらの方でどういう基準ならいいかというのがあれば、教えていただきたい。

同じことは、最後の16ページの補助金の話なのですが、厚労省に対してイコールフットイングの補助金をつくれと言ったって、なかなか出てこないのも、むしろ皆さんの方から、ほかの企業と合わせて、こういうフォーマットにしてくれというのをつくられたらどうでしょうか。それは現状の中で、ある程度社会福祉法人会計にも配慮して、向こうが受けられやすいものとして、こういう補助金のフォーマットをつくってもらえば有り難いというような要請の仕方の方が受け入れられやすいのではないかと、そういうのを御検討いただければと思います。

○安念座長 議長、どうぞ。

○大田議長 遅れてきまして申し訳ありませんでした。

認可保育所での株式会社への参入規制なのですが、具体的にどんな形で規制されているのですか。

○鈴木本部長 例えば、一番わかりやすいのは、基本的には事業者選定に当たって公募がかかりますので、その公募にそもそも参加資格がない場合がございます。

○安念座長 今でもあるのですか。

○鈴木本部長 ございます。かなり数は少なくなりましたが。

○大田議長 厚労省から改めて通達を出してもらって、認められているということを周知してもらったのですが、それでも公募の際の参加資格に株式会社が入っていないということですね。

○鈴木本部長 はい。

○大田議長 それ以外に何かありますか。暗黙のうちに排除されているような形はありますか。

○大山係長 実際のところで行きますと、そのほかに補助金の適用要件の中から株式を外すことによって公募としては受付を行っているのだけれども、そういった資金の援助面というところでの費用感で差をつけてくるケースもございますし、実際に公募をやっている中で保育所の設置を検討されている自治体さんというところをヒアリングで見つけたとしても、実際の御相談をしていく中で、株式会社は県の中で実例がないであったりとか、自治体、市の中で実例がないので、少し控えてほしいというような形で規制を受けるケースもございます。

○安念座長 控えてほしいと言われたら、やはり控えてしまうのですか。

○大山係長 そちらにつきましては、自治体様との関係性等にもよるのですが、私どもとしては、やはり待機児童がいるので、そちらに対して設置をしていきたい、検討していきたいということで御相談させていただいておりますので、控えることはせずに、そのまま何とか設置できるように協議をさせていただいているのが多い事例になります。

○安念座長 先ほど補助金の問題を御指摘いただきましたけれども、平たく言ってしまうと、今の補助金の制度というのは、企業が主体であるものについては出してもいいと、そういうことでしかないということなのですかね。出さなくてもいい、出したければ出してもいいと、それは、要するに自治体が勝手に判断しなさいと、そういうスキームだということですか。

○大山係長 はい。現状定められております要綱の中ですと、法人格が幾つか列挙されているものもありまして、株式会社は、その列挙の中に含まれておらず、その他市町村が認める団体というような形に分類されておりますので。

○安念座長 ええ、今、書かれておりましたね。

○大山係長 ですので、実際は、市町村の判断で支給はいただけるのですが、その判断の中にどうしてもワンクッション入ってしまうので、株式会社は支給対象外になるケースが存在しているというのが実情でございます。

○八代委員 そういうときに、どうすればいいのですか、一度訴えてみたら駄目ですか。訴訟というのは、なぜ法律の根拠もなく、しかも厚労省は公平に扱えという通達を出しているにもかかわらず、待機児童もいるにもかかわらず、なぜそういうことをするのかと。

ヤマトが昔やったようなやり方で、どうなのでしょう。そういうことをしたら、江戸の敵を長崎で討たれるようなことがありますでしょうかね。

○鈴木本部長 これまで、そのようなケースは、本当に苦戦をしてみましたが、私ども軸にしているのは、待機児童がいる地域には保育所を整備するのだという、私どもある意味使命感を持ってやっておりますので、他の地域の取り組み、他の自治体の取り組みなどをお話ししていくと、ちょっとまずいかなというような、いわゆる危機感みたいなものを感じていただいて、今までノーとおっしゃった自治体がひっくり返っていったというケースは実際ございます。

先ほどの公募の参加資格云々もそうなのですが、株式さんは無理だよというお話からスタートしたものの、認可は今ちょっとハードルが高いけれども、では、まず、小規模からスタートしてみようということで、少し軟化したりというケースはございましたので、さすがに私ども自治体さんとともに、これまで事業をさせていただいておりますので、なかなか真っ向勝負というわけにはいかないのですが、そういった交渉を重ねてきた結果、態度、方針が変わってきた自治体さんは実際ございます。

あと、補助金についても同様です。

○八代委員 そうすると、別に自治体の認識不足であって、現場の社会福祉法人あたりが圧力をかけていると、そういうケースは余りないのですかね。

○鈴木本部長 ここは、なかなか発言が難しいところではございますけれども。

○八代委員 後で消していただいて。

○鈴木本部長 確かに、私どもの大先輩に当たります社会福祉法人さんが活躍されている地域がございますので、そういったところの一定の社会福祉法人さんの強い御意見というのは存在しているかと思いますが、それが全てに影響しているかというところ、そこは、私どもで申し上げられるところではないかなと思っています。

○八代委員 ありがとうございます。

○安念座長 例えば、書式の違いとか、補助金の制度の違いを意識されるというのは、これは、まさに全国展開されている企業さんだからこそ認識される場所ですね。

今、ニチイさんと同規模ぐらいのスケールで全国展開しておられる企業さんというのは、どのくらいおありなのですか。

○鈴木本部長 純然たる全国展開という企業様は、恐らくない。もう少し、例えば、東日本ですとか、いわゆるローカルチェーン的な企業さんを含めて申しますと、10社弱ぐらいかと思っています。

○安念座長 それでもそんなにおありですか。

○鈴木本部長 はい。

○安念座長 そうだとすると、もう少しあれですね、仮にそれは東にしたって、自治体間の違いというのは、全国展開をしておられる企業さんと大体同じぐらいに感じておられるはずだから、もう少しまとまった声になりそうな気はしますが、いろいろな改善に向けて横で同業他社さんと連絡をするとか、そういうことはないのですか。

○鈴木本部長 私ども、いわゆる同業の協議会にも参加させていただいていますので、まさにそういったところで、共通する課題みたいなことでの議論、意見交換をする場がございます。

○安念座長 わかりました。どうもありがとうございました。

どうぞ、ほかの点で。

○池本専門委員 質問なのですが。

○安念座長 もちろん、質問で結構です。

○池本専門委員 1つ、英語というのがすごく画期的というか、これは、認可でこれをやられているという理解でよろしいのですか。それは、自治体によって認める、認めないとか、そういうことは特にないのですか。

○大山係長 御質問いただきました英語のレッスンにつきましては、弊社の保育園については、おおむね全ての保育園で展開をしております、自治体様によって、英語のレッスンを禁止するというようなお話を頂戴したことはございません。

ただ、お金を別途取って英語レッスンを展開している事業者様もいらっしゃるというのは把握しております、ここのお金を取るという考え方については、通常の保育カリキュラムに含まれるか否かというのが自治体様の御判断になるので、このお金を取っているケ

ース、取っていないケースというのは、まちまちあるかと思います。

ただ、私どもの場合は、無料で提供させていただいておりますので、特段そういった制限を受けたことはございません。

○八代委員 無料でよく採算がとれますね。

○安念座長 余計な心配かもしれませんがね。

○鈴木本部長 いえいえ、御配慮ありがとうございます。私どもは、自前で英会話スクールを持っておりますので、そちらからインストラクターを派遣するというので、社内的な動きで外部を使うということではありませんので、まさに企業努力で、そこは頑張らせていただいているというところです。

○八代委員 ですけども、利用者が選択できるなら、しかも無料で英語を教えてくれるならそっちに行くわけですが、今の認可保育所というのは選択できないわけですね。自治体が割り当てるわけですから、せっかくこういういいことをしていても別に利用者が選択できなければ、余り事業者としてメリットがないわけですね。

○鈴木本部長 最終的には、自治体さんの振り分けにはなりますが、やはり、入園希望の第1位、第2位というのがございますので、その上位に名を連ねていただければというところでもあります。

○八代委員 わかりました。

○安念座長 どうぞ。

○池本専門委員 あと、また、きょうのテーマでないのですが、学童保育については、まだ展開をされていないということなのでしょうか。

○鈴木本部長 学童につきましては、一部の自治体さんから委託を受ける形で、まだわずかなのですけれども、させてはいただいております。今後、いわゆる乳児、幼児の待機児童問題ですけれども、やがて間違いなく学童の、今度は待機学童という問題が直面いたしますので、私どもとしては、いわゆる民間学童というのも内々には学習をさせていただいているところもありまして、ただ、現状の様々な予算感でまいりますと、なかなか事業としては厳しいというところがあって、今、本格的にはまだ展開をしておりませんし、基本的には委託を受ける形での展開をさせていただいているというのが現状でございます。

○八代委員 学童というのは、稼働率が低いのですね。つまり、小学校が終わってからの時間だから、保育所は一日やっていますから、何か工夫をしないと、ちょっと今のままだと採算に乗らないですね。

○安念座長 そのとおりだと思いますね。少なくとも午前中はがらあきということですね。少なくともそのための施設をつくるかとなると、稼働率一日、せいぜい5分の1とか、そんなのではちょっと難しいですね。

やはり保育の方が、その点では補助金の制度もしっかりしていることもあって、企業として投資の判断をなさしやすい、比較の話ですけども、そういう実感はおありですか。

○鈴木本部長 おっしゃるとおりです。保育事業の方が、いわゆるプランを立てやすいと



いうところがございます。経営判断もしやすいところがあります。

○安念座長 最近、近隣の住民の方からのクレームが多いというのは、しかし、経営判断にとっては、かなり大きなリスク要因ですね。それは、相当広がっているという御認識ですか。

○鈴木本部長 そうですね。広がりを見せているなと感じております。一昨年とかと比べますと、いわゆる住民説明会をやった際の地域の方々の、もともとはそういった説明会を開いても参加されないというところからスタートし、今ではだんだん参加者がふえ、また、参加された方の発言内容というのが、よくある話ですが、防音のお話でありましたり、あとは往来ですね。登降園する方の、いわゆる車での往来が激しくなって交通事故が云々ですとか、求めが強くなり、どうにかして事業者の方で安全対策をしろ、どんなにお金がかかっても安全対策をしろですとか、そういったことがクリアにならない限りは、ここでの開設はまかりならぬというような強い意思を表示される地域の方の御意見というのが年々増してきているかなというのは感じています。

○安念座長 その際、一企業で完全に対応するのは大変難しく、やはり公の手というか、結局は自治体とタッグを組まないと、なかなかそういう方を説得できないと思うのですが、先ほどおっしゃっていた自治体がもう少しコミットしてほしいという御希望は、私もまことにごもつともだと思うのですが、具体的にどういうことを自治体にしてほしいとお考えになりますか。

○鈴木本部長 いわゆる工事が始まるまでのスケジュールと言いましょか、フローにも少し課題があるかと思っておりますのでけれども、例えば、公募に参加しまして、事業者選定を正式に、ないしは内定を受けるまでの間、私どもは、この土地に保育園を開設しますということを地域の方に名乗ることができないと言いましょか、内定なり決定なりを受けるまでは、申し上げることは正式にはできない。

ですので、どうしても地域の方にお伝えするタイミングが、もう工事が始まる際みたいなタイミングになってしまうのです。ですので、いわゆるフロー上の問題点が1つあるというのと、あとは、いざそういう問題が起こった際に、基本的な自治体さんのスタンスは、事業者さんで何とかお話し合いを持ってということなのではございますけれども、私どもも任意にそこに保育園を開設するわけではなく、自治体さんから許可を頂いて、自治体さんの事業計画にのっとり開設をしますので、ある意味では、自治体さんの方から、ここには市の政策として設置する必要があるというような説明会を私どもではなくて、ある意味、自治体による説明会、そして、実際に運営する私どもの説明会という二段階、三段階のものというのは、少なくとも必要なのではないかと感じます。

○森下座長代理 自治体が間に入ると、そういう説明会は大分違うものですかね。かなり違うという印象ですか。

○鈴木本部長 そのような形でやった場合ですか。

○森下座長代理 はい。

○鈴木本部長 ただ、そういうケースはまだありませんので、何とも申し上げにくいのですけれども、ただ、確実に言えるのは、私どもだけでやりますと、どうしても一企業でありますので、どうしても私どもの考えていることが真っすぐ住民の方にお伝えし切れない部分がありますので。

○八代委員 その点なのですが、自治体が入っても、どうせ文句を言う人は文句を言うわけで、当然ながら文句を言うのは、大体日常いる高齢者ですね。

それで、私は前から考えているのは、高齢者にアピールするために、デイケアセンターも一緒につくる、併設すると。特にニチイさんは両方やっているわけですから、自治体に対して保育所をつくると、そばにあるいは一体的にデイケアセンターもつくりますと言って地域住民を説得するというようなお考えはいかがなのですかね。

○鈴木本部長 貴重な御意見をありがとうございます。まさにおっしゃるとおりかなと思っていて、やはり、反対等々を表明される方の割合でいきますと、高齢、年配の方が多いというのは事実でありますので、それに直接的にメリットとしてお返しできる何かをつけるというのは、確かに有効だと思います。

あとは、保育マーケットと保育ニーズといいましょうか、それと高齢者のニーズが、その地域で合致する場合はいいのですけれども、場合によってはしない。例えば、新興住宅地などになりますと、保育ニーズはあるのですけれども、高齢者のニーズはさほど高くないということ。一方で、そこには高齢者が余りお住まいになっていない可能性ももちろんあるのですけれども、必ずしも合致しないケースもあつたりはしますので、マルチとは言えないかもしれませんけれども。

○八代委員 ただ、時間的にはマッチするわけで、つまり、自治体が保育所をつくるときに一番懸念しているのは、今は要るけれども、いずれすぐニーズがなくなってしまうのではないかと。高齢のニーズは絶対になくなりませんから、ある意味で併用にしておけば、間仕切りを変えてどんどんデイケアの方をふやしていくということもできるわけですから、何か保育所とデイケアをうまく組み合わせるといって、長期的に見て、それはビジネスモデルとして面白いと思いますし、要するに、保育所はデイケアですからね、対象が違うだけです。ある意味で非常に補完的な面があるのではないかと思いますけれども。

○安念座長 確かにね、ありがとうございます。

ちょっと総論的な話になりますけれども、企業主導型保育事業は、待機児童の解消について非常に有力な手段として、国でも相当期待しているようですが、実際に事業を展開しておられるお立場として、どうでしょうか。待機児童対策という観点で見たポテンシャルといますか、そういうものについては、どのように御判断なさっていますか。

○鈴木本部長 まず、一言で申し上げると、十分にあると思っています。ただ、私どもの事業者側の運用の仕方というのも当然ありますし、また、きょうの主題でありましたけれども、いわゆる制度面での見直しですとか、そういったのが伴いますが、有効か有効ではないかと言えば、有効であると確信しておりますし、それが故に、先ほどお話ししました

ように、65か所も今開設を予定しておりますし、まだ、この先も予定をしているぐらいです。私どもとしては有効だと思います。

○安念座長 まずは、地域枠から手をつけるのがよろしいと、そのポテンシャルを十分に開花させるのにといいことですね。

○鈴木本部長 はい、順番で言えば、そうです。

○安念座長 こう申し上げますと失礼だけれども、従業員枠の方が埋まっていかないというのは、御社の施設を御社の方が利用しておられないということもあるのかなと思ってしまったりして、そういうことではないのですか。

○鈴木本部長 もちろんゼロではございませんで、早速、利用している従業員はおりまして、ただ、保育所の中に商圏がかかわってくるところがありまして、65か所と言いましても、日本全国の65か所ですので、必ずしも従業員が通えるとは限らないということです。

○安念座長 やはり、小さい子供だから、自分の家に近いところというのが、おのずから第1位順位になりますね。

わかりました。でも、そのポテンシャルの問題は、私どもも非常に注目しているところで、それを十分に開花できるようにするにはどうしたらよいかというのが基本的な問題意識ですので、きょう、大変啓蒙していただいてありがとうございました。今後とも御教示を頂きたいと存じます。

きょうは、どうもありがとうございました。

○鈴木本部長 ありがとうございます。

(株式会社ニチイ学館退室)

(ライク株式会社、ライクアカデミー株式会社入室)

○安念座長 本日は、どうもお忙しいところ、ありがとうございます。

きょうのヒアリングは最後になりますけれども、ライク株式会社さんから御説明を頂くことになります。本当にきょうは、お忙しいところありがとうございます。

それでは、資料3に基づきまして、御説明をお願いしたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○我堂経営管理部長 よろしくお祈りします。

それでは、本日は、このような御機会を頂きましてありがとうございました。ライクグループの我堂と申します。よろしくお祈りします。

まず、私どものライクグループの御説明をさせていただきます。

私どもは、グループとしては、来年25周年を迎えるような若い企業ではあるのですが、北海道から沖縄まで、現在、6,000人ぐらいの派遣スタッフ、サービス業、保育士、介護士を派遣したり、人材紹介をさせていただいているライクスタッフィング。

本日、隣にあります、認可保育園と事業所内保育、学童クラブを全国で300か所以上やっておりますライクキッズネクスト、こちら東証一部上場しております。

関東圏で20か所の介護施設、全部で1,200室をやっておりますライクケアネクストの保

育、人材、介護を中心としたグループとなっております、それぞれ保育士が4,500名、介護士が800人抱えている会社となっております。

派遣スタッフも含めると、もっとおりますので、求職者様が保育でも介護でも、どういったお仕事をされたいか、どういう雇用形態であったら働きたいかというのを全て把握しております、更に運営もしておりますので、求職様だけのニーズに応じてしまうと、なかなかマッチングできなくて、現場の保育の質とかも下がってしまいますので、それが一切ないように保育施設と介護施設を持っておりまして、一番いい形で雇用を創出していくというのをグループとしてやっております。

そういうゆりかごからハッピーエンディングまで、赤ちゃんから老人までサービス展開をしていく中で、私どもも全国で事業を行っておりますので、一番保育施設をふやしたいというときに、少し話はそれてしまうのですけれども、うちの人材の会社でも北海道から沖縄がある中で、やはり女性を活用したいのですが、地域によって子育て中の社員が復帰できないであったりとか、派遣スタッフが復帰できないということもあって、保育施設というのは、事業所内保育でも認可保育園でも学童でもふやしていきたいのですけれども、やはり、地方自治体さんの差がありまして、国としてこういう施策が出ていても、結局、決裁権が地方自治体にあって、運用でしたり、できる、できないが全部変わっていきますので、なかなかふやすことができないというのが一番問題なのかなと考えております。基準自体に問題があるのか、地方自治体さんによって差があるのに問題があるのか、そういったところの観点でお話をさせていただきたいと思っております。

まず、1つ目の議題として、認可保育園の設置・運営に関して、そういった基準などの問題についてお話しさせていただきたいと思えます。

○野間口副部長 では、私の方から御説明させていただきたいと思えます。

私、ライクアカデミー株式会社の営業部の野間口と申します。よろしく申し上げます。

私の方は、主に認可保育園の開設までの担当をしております、今回、10ページ目の認可保育等の設置運営の方を御説明させていただければと思えます。

今回、お時間がない中でということでございますので、まず、設置基準について御説明をさせていただければと思っております、11、12、13ページには、少し具体的な例を入れまして、どういう設置基準があるかというところで御説明の方を書かせていただいております。

その中で、13ページの矢印の下になるのですが、今、設置基準が児童福祉での設備基準も当然ながらございまして、それにプラスアルファで、各自治体様の方でより質の高い保育をするために設置基準を設けられているところがございまして。

開設の方を緊急性を持って行うに当たりまして、各自治体様でルール上のところがございまして、なかなか保育園の用地でありましたり、こちらの方に書いてあります、都市部の方では、一部テナントビルとして認可保育園の方を設置させていただいておりますので、こういったところを統一化のルールをもって行っていただければ、また、用地の確保が難

しい中では、設置の方の緊急的な保育対策にもつながるのではないかと考えております。

続きまして、14ページ、実際に設置基準、こちらが御提案という形で書かせていただいております。今、申し上げましたように、私ども保育を主としてやっている事業者でございますので、やはり、安全面というのは当然配慮していく中で、やはり、過度の基準が備わっていないかということが、1つ、用地を確保、開設に向けてのところでは問題となっているところではございますので、御提案としては、そちらの方の精査をもう一度見直しただけでないかということで、お話の方を書かせていただいております。

また、設置基準の中では、私ども民間事業者として賃貸借型の補助、助成を活用させていただいた設置の方が多うございまして、その中では賃貸借型ということで、テナント部分における整備の補助、こちらの方は手厚く出しているということもあるのですが、既存の建物における改修等が伴う場合は、一部お施主と言いますか、テナントとして入りますので、地主様側であったりにも御負担というのが、当然保育は基準がございまして、それがあつた中で、そういったところの経済的な援助というところも1つ自治体ごとで決められているところを統一化していただければ、より一層こういった緊急対策は加速していくのではないかと考えてございます。

続きまして、15ページ目は、今回スケジュールの方を載せさせていただいております。こちら参考資料という形で認可保育園を設立するまでにこういった動きをしているかというのを書かせていただいております。

16ページになりまして、開園のスケジュールの方が、各自治体で5月、6月に全国で待機児童の数が出るのですが、待機児童というものが、その中でも詳細なエリアによって少し比重が変わってきたりするところがございますので、今、こちらの方は、各自治体様に私どもの方がヒアリングをかけて、自治体様の資料をもとに詳細なエリアで開設を担っております。そちらの方の全国的な情報という形で開示をいただければ、より一層細部のエリアまでの開設までに御協力できるのではないかと書かせていただいております。

下の方に都市計画段階での保育事業者の参画とあるのですが、現在も大型開発等のお話で設置の方を検討させていただいているところもございます。

ただ、区画として、この区画を保育園でという中で、どうしても先ほどの設置基準であつたり、そういったところがございまして、早い段階で事業者若しくは保育園の設備の基準を持った方が入っていただくことによって、早い段階からの計画地での保育園の開設に向けた動きというのがとれるかと思ひまして、記載をさせていただいております。

ちょっと時間がないので、次に開設するに当たりまして、近隣の方との協議というものが1つ工数をとられていると言いますか、開設までにいろいろな御意見を頂戴することがございます。

こちらの方も19ページに御提案という形であるのですが、まずは、風営法の記載をさせていただいております。こちらがどうしても保護者のニーズとしては、駅前、駅近でお子様をお預けになって出勤をしたいという御要望の中で、どうしても各自治体様、風営法

の中で規制がございまして、なかなか駅前等での保育園設置というのが難しい状況でございます。

こういったところも、地方の警察の管轄によって、例えば、風営法の定められているエリアが少し違ったりというのがございますので、こういったところも統一化をして、より風営法の適用される範囲の統一化をしていただければ、より一層話がしやすいのかと思っております。

また、各自治体様、今、近隣対応に対しては御協力を頂いております中で、今回、民間事業者による民設民営というところで、なかなか自治体様が出られない部分というのがありますが、そういったところも、1つ保育に向けてのルール化をしていただくことによって、何かしら御近隣様との対応というのもスムーズに、円滑に進むのではないかと考えて、こちらの方に書かせていただいております。

新規開設に関しましては、以上になります。

続きまして、20ページからは兼本の方で御説明いたします。

○兼本副部長 ライクアカデミーの兼本と申します。よろしくお願いいたします。

私の方から20ページの説明をさせていただきます。「④教育サービスの向上」ということで、ちょっと観点が違うとは思いますが、まず、30年の4月から保育指針の改定ということがありまして、幼稚園の教育要領との整合性であったり、小学校教育との円滑な接続ということで、今、事業者ごとに様々なカリキュラム、外部講師を招いて、そういったことをしておりますが、こういった形を後押しするために、そういった補助の創設とかをさせていただいて、より教育とか、そういった形に促進できるような仕組みがあれば、よりいいのではないかとということで載せさせていただきました。

私の方からは、以上です。

○田中営業部長兼運営部長 それでは、続きまして「4. 社会福祉法人との違い」というところを御説明させていただきます。

私、ライクアカデミーの方で取締役をやらせていただいておりますので、営業部というのは新規開発の部分、運営部というので、実際に運営するという部分を統括して見させていただきますので、よろしくお願いいたします。

「4. 社会福祉法人との違い」と、題名的に言うと、少し激しい内容にはなってしまうのですが、実際、私どもが新規でいろんなところに待機児童がいるということで、新しいものを建てようとしたときに、都内に関しましては、そこまでではないのですが、やはり、全国的な視点でものを見ますと、株式会社が新規参入する上で、少しまだハードルがあるのかなと思っております。

その実例の1つとしまして、当然、新規参入する場合は、新規ですので既存園がないという状況なのですが、既存園の有無によって新規参入を確認される、やっていなければやらさない、でも、初めてなのでやっているはずがないと、こういったジレンマ的なところがございまして、できるだけ全国的に待機児童数を見たときに、いろんな地方都市でも、

そういったところで力を発揮させていただきたいと思っておりますが、そういったところが、今、非常に大きくつまづいているというか、なかなか前に進まないところなのかなと思っております。

あとは、保育園というくくりで門戸は開いているのですけれども、保育園ではなくて、幼稚園を認定こども園の方に切りかえるということしかやられないという前提の都市もありまして、そういったところになりますと、手のつけようもない状態で、事実上、門戸が開いていないのかなと感じる場合もございますので、そういったところを改善というか、いい方向に持っていければ、新規に関しても全国적으로お手伝いできるのではないかと考えております。

あとは、税法上の問題、細かい部分は、23ページの方に書かせていただいておりますけれども、いろいろ税法上の違いがありまして、申請内容も少し違ったり、会計システムも少し違ったりしますので、そういったところの統一感を出していただければ、非常に円滑に運営もできますし、新規開園の方も進めていけるのではないかと、このように考えているというのが、若干違うところですよというところの御説明になります。

○我堂経営管理部長

では、続いて、保育士の確保についてお話しさせていただきます。

こちらについては、ここ数年でかなり改善を頂いているのですけれども、今までだったら直接雇用でないと補助金が出ないとか、あと、ある地方の専門学校には、行政の方から、株式会社には学生を紹介しないようにといったおふれが出ていたというのも事実なのですけれども、こちらの方は、大分改善していただきまして、派遣スタッフの方を入れていただけるようにはなっております。

ここの現状について、少しお話しさせていただきたいのですけれども、皆様、余り認知されていない事実なのですが、求職者側の希望でしたら、毎年毎年派遣で働きたいという求職者がふえておりまして、私どもは、別に派遣で働いていただいても正社員で働いていただいても事業的にはどちらでも不利になることはないのです。ですので、お伺いするのですけれども、年々ふえていまして、現在、7割が派遣で働きたいと希望されております。

これは、何でかと言いますと、担任を持ちたくないだったり、私どもは本当に平均残業時間9.5時間というようないい条件ではあるので、働きやすい会社ではあるのですけれども、多くの保育園では、やはりお遊戯会の前にサービス残業をしないといけないとか、そういったイメージが強くついておりまして、正社員を一回辞められていらっしゃる方が派遣で働きたいとおっしゃっているのです。

それに対して、求人側、私どものような保育事業者に関しては、正社員で雇いたいというニーズの方が強くて、こちらは求人状況によりますと、派遣でも受け入れていいというのが20%しかないのです。

ここのミスマッチがなくなれば、保育士が足りないということはないのではないかと、私どもの実感では考えております。

ですので、派遣のスタッフ、派遣の保育士というところを推進するような動きがあれば、保育士の確保というのがやりやすいのかなと考えております。

続いて、補助金についてお話をさせていただきたいのですが、私ども300か所以上園をやっている関係で、事務に関してすごく人材を割いておまして、私ども一般の事業もやっておりますので、ふつうの事業の売上げに対する事務の人員配置に比べて、保育事業者はすごく多く入れておかないといけないのです。

なぜかと言いますと、地方自治体によって申請のフォームが違ったりだとか、全く違いますので、ジョブローテーションがやりにくいという状況があります。なかなか分業できないので、例えば、ある自治体を担当したらずっとその自治体の担当しかできないということもあって、複写で申請するところもありますし、システムを入れてくれているようなところもありますし、本当にこのところは、私どものような広域でやっているところはなかなか難しく、本当に保育の事務の人員を厚く入れないといけないので、なかなか収益的にも難しくなっていて、参入しにくいところになっております。

監査に関しましても、企業会計でいいよと言っていたのはいるのですが、監査のときに福社会計のようなキャッシュフローの流れを求められますので、やはり二重で企業会計と福社会計と両方入れておかないといけないとなかなか参入しづらいというのと、監査のときに、今、国税の調査とかでもかなり電子化されていて、請求書とかでも電子のものでいいと言われるのですが、保育に関しては全て紙で求められるということがあり、うちも電気料金とか、1つの会社に頼んでいるときに、1つの請求書でいいのですが、園ごとに請求書を出していただいているので、すごく帳票がかさばっていて、監査対応も大変だという点もございます。

こちらも、もし、何か改善の方法があるのであれば、私どものような会社がやりやすくなるのかなと思っております。

続いて、在職証明について、兼本からお願いします。

○兼本副部長 31ページの在職証明なのですが、先ほど、事務の手間がかかっていることの一因にもなっているので、例として載せさせていただいたのですが、今、補助金の申請に当たって加算率を算定するのに、過去の在職証明という部分の提出を求められております。

その中で、例えば、雇用保険の加入実績とか、そういったもので見ていただいたり、そういう形をとっていただければ軽減されるのではないかなと。

あとは、各自治体において、例えば、異動等で他の自治体に行ったときに、新たに提出を求められたり、そういったことがあるので、情報の一元管理みたいに共有化等を考えていただければ、手間も減るのかなということで載せさせていただきました。

○我堂経営管理部長 ちょっと補足させていただきますと、私どもの人材の会社で保育で働きたい、保育士になりたいと来られるのですが、在職証明を出してくださいとい



うと、ちょっとそれは面倒くさいのでやめますとって辞退される方もいる状況です。

○田中営業部長兼運営部長 それでは、最後に事業所内保育というページをつくらせていただいております。

こちらにつきましては、現在、企業主導型というところで、かなりの受け皿の方をつくれるような環境をつくっていただいたのですけれども、やはり結局、設置される方が、ほぼほぼ運営会社の方に委託するというような形になっておりまして、実際のところは、設置業者様が自分のところにパソコンから申請するという形にはなっているのですが、やはり、運営会社の方に、こういったことが全て下りてきているという現実があります。

ですので、そういったところをもう少しまくすみ分けをしながら、お互いで対応しながらというようなスキームになれば、もう少しまく回るのかなと感じております。

あとは、いろいろ処遇改善の部分であったりとか、そういった部分が事業者様の方には下りてくるのですけれども、私たちのところまでなかなか下りてきづらいというワンクッションあるというところが、なかなか前向きに進みづらいところはあるのかなと考えているという事情になっております。

あと、今回、企業主導型が最終申請というような形で、先月末で一旦終わっているのですけれども、今後、まだすごくやりたいと思っていらっしゃる企業様が、私どもの方にもいまだに多くの問い合わせが来ているような状態で、将来性というか、これからどうなるのですかという御質問がかなりの数来ている。どちらにしろ、どちらかの方向になりますよということを明確に説明してあげるタイミングを少しでも早く皆様にお伝えできるような環境になればなど、1つ思っております。

あと、これは少し話がずれるかもしれないのですけれども、実際、町中、特に大手町とか、このあたりで開設されたいという方が最後の最後まで考えられるのですけれども、最終的に、子供さんをどうやってそこまで連れてくるのだという問題がありまして、実際、連れてこられるような環境ではないと。時間的にも、幾らずらしても厳しいというお話がありますので、大分踏み込んだ話にはなってしまうかもしれないのですけれども、女性専用車両があるように、朝、夕方ぐらいに、そういった子供さんを連れられた方が、ちょっとゆっくり乗れるような車両の開発とか、そういったところを皆さんで1つになってやれるような環境になれば、もう少しこの話も現実味を帯びた、本当に困った親御さんたちに対する手助けになるのではないかと考えさせていただいたというのが最後のお話になります。

○我堂経営管理部長 以上です。

○安念座長 どうもありがとうございました。それでは、少しディスカッションさせていただきたいと思います。

御質問、御意見のある方は、どなたからでもどうぞ。

森下先生、どうぞ。

○森下座長代理 資料を見たら、大学の保育所もたくさん出てきており、大阪大学もお世

話になっておりますが、34ページのところの補助金の話なのですけれども、ここがちょっとわかりにくかったのですが、結局どういうふうになっているかという話と、これを改善するために、後ろを見ると、事務費を直接受託保育事業者に支給するという仕組みを変更すれば、これは解決すると読めるのですけれども、その理解で合っていますか。

○我堂経営管理部長 はい。

○森下座長代理 まず、最初の方の二段階を経るというところをもう少し説明をいただければと思うのですが。

○田中営業部長兼運営部長 一応、基本的に事業主と言われるのが、私どもではなくて、設置事業主、例えば、大阪大学さんであれば、大阪大学さんの方がやられていまして、その運営委託を私たちが受けてやらせていただいているという状況になります。

事実上は、運営の中身は、全て私たちの方がやっているのですけれども、実際、そこで私たちがやっているというところと、上の方でそのお話を聞かれる、実際にこういった補助金が出るのです、若しくはこういった保育士さんに対しての補助金が出るのですというところが、大阪大学さんの方は、全てそういうところはスムーズにすごく流れているのですけれども、大きな企業様になりますと、そのお金が、そのままずっと下まで下りてこないようなシステムになっておりまして、処遇改善がなかなかうまくいかないところがあるのです。

○森下座長代理 平たく言うと、どこかでお金が消えているという話。

○安念座長 そういうことでしょうか。

○田中営業部長兼運営部長 そうですね。

○森下座長代理 それは、制度上、それは許されるのですか。

○田中営業部長兼運営部長 それが、時期的にずっと来れば一番いいのですけれども、実際、最終的には、時期がずれてくる場合の方がほとんどです。

○森下座長代理 普通に考えたら、それは法の趣旨と違う気がするね。

○田中営業部長兼運営部長 そうですね。

○森下座長代理 それは、直接的に人件費に関してくるようにしてほしいという要望と理解していいですか。

○田中営業部長兼運営部長 そうです。

○森下座長代理 それは、当然と言えば、当然の気がしますね。

○安念座長 それは、働く以上は、働いたときから払わなければいけないのだから、上から金が下りてきませんと、そういうわけにはいかないですね。

○田中営業部長兼運営部長 はい。

○安念座長 それは、仕組みとしてどうなっているのか、ちょっと精査しなければいけませんね。そして、もし、そういうタイムラグがあるのなら、それは運営企業さんにとっては大変不利なことだから、何とか改められるものなら改めなければいけませんね。

○田中営業部長兼運営部長 はい。

○安念座長 どうぞ。

○森下座長代理 もう一点、19ページ、風営業者が文句を言ってくると、逆に開けないというのが、話がよくわからないというか、そんなばかな話があるのかと思うのだけれども、そんなことは本当にあるのですか。

また、その解決策で、風営法の改定をどういうふうにすればいいという話なのですかね。ここも近隣の住民が文句を言うのはわかるのですけれども、風営法の業者がそこで文句を言ってくるというのは、かなりあこぎというか、すごいびっくりするような話かなと聞いていたのですけれども。

○野間口副部長 すみません。少し御説明が不足しておりまして、風営法に関しましては、大きくは、風営法が絡む立地の中で、保育園が建てられないということではございません。

その中で、風営法の許可を頂いている店舗の方が改修であったり、そういったものをする際には、もう公的な福祉施設がありますので、改修であったりとか、そういったものができないという制度がございますので、これは、どちらかというところ、それを知っていらっしゃる風営店舗を営んでいる方にとっては、では、老朽化したときに保育園が建ったから、それは改修できないのかとか、そういう問題には、一部なっているという話は聞いたことがございますので。

○森下座長代理 脅しに来るということ。

○野間口副部長 平たく言うと、やはり御意見を頂くということはあるそうなので。

○森下座長代理 でも盗人猛々しいと言うのですね、世間でふつうは。

○野間口副部長 あとは、風営法の距離の考え方が、やはり自治体様によって、例えば、用途地域というところで、商業地域の風営店舗の範囲というのが自治体によっては、商業地域であれば50メートル、でも、一部の自治体であれば30メートルとか、距離のカウントの仕方も少しずれがあったりするので、そういったところで、距離のはかり方が様々というのも一部ございます。

○安念座長 どうぞ。

○大田議長 今のお話は、飲食店でも何でも風俗営業をやっていると、一度保育所ができてしまうと、その後は、改修ができなくなるということですか。

○野間口副部長 そうですね。おっしゃるとおりです。

○森下座長代理 何か話が逆転しているね。どう考えてもね。

○安念座長 役所にとっては逆転なのだけれども、彼らにとっては死活問題。

○森下座長代理 だけれども、そういう統一化をしても解決しないと思う。これは、やはり自治体が間に入ってふざけるなという、警察が入ってという話のような気がするのだけれども、もう少し警察なりと相談できれば、何か行けそうな気もするけれども、こういうのは駄目なのかな。

○大田議長 それを解決している自治体の例はないのですか。

○野間口副部長 自治体様によっては、やはりお話し相手も、民民のお話になりますので、

そこに来ていただくということはあって、その場合は、やはり向こう様というか、風営店舗を経営されている方の一応承諾を頂くという形で開設の方に移らせていただくというの  
はございます。

○大田議長 法律上、そこに保育園ができて改修等はできるという具合に、自治体の条例か何かで変えているということですか。

○野間口副部長 いいえ、今、風営法の中では改修はできないという統一ルールになっておりますので、逆に言うと、そういう中で、例えば、風営法と言いましても、風俗店舗の中でも、やはりパチンコ屋さんであったりとか、駅前の商業立地というところでは、そういったところも風営店舗にかかってきますので、パチンコ店だと改修であったりとか、そういうのがございますので、そういったところの弊害が一部あるというところですよ。

それで、立地のところで、やはり駅前というのは、先ほど田中からもあったように、子供をお預けして勤務されるという方が趣旨になっておりますので、そういったところでは駅前に近い立地での保育を希望されるという声はございます。

○安念座長 だから、議長がおっしゃりたいのは、法律上で何か、保育所の開設に支障があるのかと、それはないです。いや、ないのだけれども、事実としては、結構こわもての人が来るので、そのときは別に法律上承諾を得なければいけない筋合いは何もないのだけれども。

○大田議長 ただ、風俗営業をそこでやっていて、そこに保育所がたまたまできてしまったら、もう改修はできないとなると業者の方も困るわけですね。

○安念座長 だから来るのです。だからねじ込んでくるわけです。

○大田議長 でも、一切改修できないとなると。

○安念座長 いや、しかし風営法というのは、そういうふうに昔からできているのです。それは、今に始まったことではないのです。もしも、そこら中に保育所とか、児童福祉施設とか、学校とかが均等にあったとします。そうしたら、どこにも風俗店は、新規に開設できないわけです。それよりは、まだいいだろうと、既存のものは許してやっているだけなのだというのが風営法の基本的なたてつけになっているのです。

だけれども、今おっしゃったような話は、法の外の話です。外というと、何かアウトローっぽい言い方だけれども、事実としては、子供さんも預かっている以上は、円滑、円満にやらなければいけないから、いろいろ配慮にしなければならないことがあるという苦労話をおっしゃっているわけですね。

○野間口副部長 そうです。やはり、近隣様の対応であったりというのは、こういう事実として、そういう対応をしながら、先ほど、その前の段階のスケジュールの問題であったり、そのスケジュールの中で開設をしていかなければいけないというところがあるという御説明でした。説明不足で申し訳ございません。

○安念座長 それは、事実の問題としては、それはよくわかりますよ。

どうぞ。

○八代委員 20ページで、先ほど教育サービスの向上というところがあったのですが、これは、例えば、東京都の認証保育所であれば、質の高い教育を提供して、それに見合った対価を利用者から受け取るということが、現に行われているわけですね。

これを補助金を出せというのは、ちょっと無理があって、むしろ基礎的な保育サービスに自治体はちゃんとお金を出すと。プラスアルファは、やはり自己負担でやるというのが筋だと思うのですが、認可では、そういう考え方が認められないからということですね。

○兼本副部長 そうですね。

○八代委員 だけれども、非常に極端な例を言えば、保育所の隣に、そういう教育サービスのものがある、そこに通えばいいわけですから、それは経済学で言えば、混合という言葉をするのですが、いわば混合教育ですね。何とかそれを認めてもらうという方向で要求する方が筋ではないかなと思うのですが、現にそういうことを認めている、自治体はそうすると、教育を受けられる子供と、そうではない子供が不公平だと、同じところでやればと言うのですが、そういうことをしている例は、オプションとしてはないのですか。認証などでやっていて、特に弊害はないという事実を持っておられたら教えていただければと思います。

○兼本副部長 今、私どもでも、そういったいろんな教育であったり、体操だったり、そういった形のサービスというのは提供しているのですが、やはり、今後、指針の改定で教育職という部分を、幼児教育にもう少し特化してという部分がございますので、その中で、そのサービスを提供するところと、提供しないところという部分が出てくるのではないかと考えていて、こういった制度ができれば、要は平均的にというか、そういう形で実施ができていくのではないかとということで載せさせていただきました。

○八代委員 逆に自治体から見れば、あるところは教育して、あるところはしなかったら、自治体としては、そっちの方がハードルが高いですね。住民から不公平だと言われたときに、だから、そこはやはり追加的な自己負担という考え方でないか。

もう一つは、最近、保育士さんが自分の子供を育てるために保育士を辞めなければいけないという問題があると。だから、優先的に保育士の子供を優先的に保育所でというような話もあるのですが、何で保育士さんの子供を保育士さんが働いている保育所で受け入れてはいけないのか、これは何か規則でもルールでもあるのですか。

○兼本副部長 そうですね。認可保育園につきましては、入所者ということは、自治体の方で決められるという形なので、事業者側で、そちらのこの人を入れたいということとはできないと。

逆に認証とかであれば、そういった形ができるのですが、今、私どもの方で都内に5か所認証を持っておりまして、やはり、その場所等の兼ね合いから、なかなかマッチしないというところもございます。

○八代委員 いや、マッチしないというか、事業者の判断というより、自治体のルールとして、そこで働いている保育士の子供は絶対に受け入れないという何か根拠があるのでし

ようか、それとも受け入れている例はないのでしょうか。

○兼本副部長 受け入れている例はあるとは思いますが。

○八代委員 ただ、一般的に、常識的にそれはしないと、暗黙のルールだということですか。

○兼本副部長 そこもポイントとかで決まってくると思うのですけれども。

○我堂経営管理部長 私たちが決められない。

○田中営業部長兼運営部長 私たちには決定権がない。

○八代委員 いやいや、そうなのですからけれども、そういうことを要望されるというか、そうしたら、保育士の不足はある程度、かなり改善すると思うのですけれども、だから、派遣を希望するというケースも、派遣ならそれが関係ないとか、そういう違いはないのですか。

○我堂経営管理部長 派遣であっても、その園に預けられるとは限らないので。

○八代委員 限らないのですけれども、もちろん預けてもいいと、預けてはいけないという規則はないということですね。

○我堂経営管理部長 はい。

○八代委員 むしろ池本さんにお聞きしたいのですけれども。

○池本専門委員 保育士が自分の子供を預けられないという問題ですね。ただ、そこは余り詳しくないのですけれども、ただ、仕事として向かうのと、自分の子供がいるという空間というのはなかなか難しい。仕切りができないとか、自分の子供だけよくしてしまうのではないとか、そういうことがあって慣習で避けられているのか、そこは海外では、確かに自分の子供を見ながらというのを見たことがあるので。

○八代委員 大学はそんな規制はないですからね。安念先生の子供を受け入れたってかまわないわけで。

○安念座長 いいと言えいいのだけれども、いずれにせよ、保育士さんがコンフォータブルに働けるような環境を整備するというのは極めて重要なことで、今の点もあるし、それから、先ほど御指摘があった求職側と求人側で働き方の対応に非常に大きな断絶があるというのは、私はほとんどショックを受けましたけれども、確かにおっしゃるように、あのミスマッチを埋めていくことができると、相当問題の改善に貢献しそうなのですが、どうしたらいいとお考えになりますか。完全にミスマッチがなくなるとは思わないけれども、ちょっと今はすさまじいですね。

○我堂経営管理部長 そうなのです。やはり、派遣の方がお給料が高いとか、そういうイメージがすごく高くて。

○安念座長 そういうものなのですか。

○我堂経営管理部長 はい。実際にそうなのです。よくマスコミとかだと、派遣はお給料が低くてというようなことがよく言われるのですけれども、これは私の実際の例で、サービス業の派遣でずっとやってきましたので、私が26歳のときに、年収が派遣スタッフの方

が全然高かったという事例もございます。

○安念座長 保育士さんの世界では、派遣の方が傾向的に賃金が高そうだという事は、よく知られている話なのですか。

○我堂経営管理部長 お給料自体は正社員と同じかちょっと上だったりするのです。ただ、それプラス派遣会社へのフィーといいますか、それも発生するので、事業者側の負担としては直接雇用よりは大きくなるのです。

○安念座長 それはそうですね。

○我堂経営管理部長 というので、でも、実際に派遣で働いていただいている方が、ずっと定着していただくと、ずっと新規の採用コストというのがかからないので、トータルの人件費というのが下がるのです。それが理解できている事業者さんというのは、ふつうの一般の企業さんとかは理解されているので派遣をよく使っているのですけれども、保育とか、私ども2013年に介護を始めたときもそうだったのですけれども、その理解がされていない業界だと、なかなか派遣が普及しない。介護がやっと派遣をかなり入れるようになってきたのですけれども、トータルコストとして派遣で入れて、ちゃんと定着させた方が、直接雇用で入れてばんばん辞めて、採用コストがかかるよりは安いというのが、まだ、保育は認知されていないのかなというのがあります。

○安念座長 どうぞ。

○大田議長 派遣保育士の採用に対して人件費補助の増額を、ということですか。

○我堂経営管理部長 そういう方法もあるでしょうし、何らかのマイナスイメージを払拭するようなものがあればいい。私どもも何がいいかというのは、なかなか難しいのですけれども、即効性があるのは、それなのかなと。

○大田議長 現在は、正社員と派遣で制度上の違いは何もないわけですね。

○我堂経営管理部長 はい。自治体にもよるのですけれども、まだ派遣は出してもらえないというようなところもあるのですけれども。

○大田議長 派遣だと補助が出ないところもあるのですか。

○我堂経営管理部長 直接雇用でないと補助金が出ないという文言が入っている自治体もあるのです。

派遣だと、直接雇用ではないので。

○安念座長 それはそうです。これは、しかし、世間では余り気づかれていない論点ではないですかね。

○我堂経営管理部長 派遣の保育士さんが、そんなレベルが低いかというと、全然そうではなくて、家庭の事情で働けないとか、あと、やはり、モンスターペアレントとかが問題になっている中で、担任はやるだけの気力がないとか、そういう方も子供がすごく好きで、保育のレベルはすごく高いのです。マネージャークラスでなければ、すごく優秀な方で、そういう人たちを活用しないというのもどうなのだろうというのがあって、私どもの園では、そういった方々も入れているので、新規開園も他社さんに比べて多くさせていただ

るような状態にはなっているのですけれども。

○安念座長 どうぞ。

○大田議長 設置基準のところ、避難用の階段が2か所2方向必要とか、こういう規定は自治体によってかなり違うのですか。

○安念座長 どうですか、避難階段は大体。

○野間口副部長 そうですね。児童福祉の設置基準は、全国統一ルールでございますので、あとは、ここに書かせていただいた一例として、一部の自治体では更に安全性を確保するためとか、細かいところで設備をこういうふうにしてほしいという、それは、こうしなさいというよりも望ましいであったりとかはあるのですが、そういった形で、地方によっては少し違いが出ているという形です。ただ、基本的な児童福祉法にのっとりた設備基準は、全国統一でルールとしてございますので。

○大田議長 ここに「各自治体が、『2か所2方向避難』の原則等、より具体的な規制を定めている」とお書きになっているのですが、これは、2か所2方向と定めている自治体もあれば、そうではないところもあるということですね。

○野間口副部長 そうですね。児童福祉の部分と、当然建築基準であったり、消防の基準がございまして、それにプラスアルファで、建築基準上は問題ないのですけれども、保育として、もう一方避難路を設けなさいとかというのは指摘としてある場合がございます。

○安念座長 よろしゅうございますか。

○大田議長 はい。

○安念座長 どうぞ。

○池本専門委員 細かな質問というか、31ページの在職証明書というのは、補助金の申請というのはどういうことですか。

○兼本副部長 処遇改善の加算率というものの算定に使われたり、そのほかに施設長の要件を満たしているか、その確認とか、そういったもので保育士が入りましたら、過去在籍していたところの在職証明を全て集めて、その人が何年の経験があるのかという部分を。

○大田議長 そういうことですか。

○兼本副部長 そうです。それが異動等で自治体をまたぐと、また必要になったり、あとは、保育士によっては、過去に働いていたところに連絡をしたくないというような話もよくありますので、実際の経験年数と率の部分の乖離が出てきているのではないかとこの部分で。

○大田議長 わかりました。

○安念座長 事業者さんが自治体に補助金をくれと言って出すときの書類の話ですね。

○兼本副部長 そうです。

○安念座長 ありそうなことですね。よろしいですか。

時間を過ぎてしまい申し訳ありません。きょうは、なるほど、こういうこともあるのか



という非常に目を見開かせていただくような御教示を頂きまして、本当にどうもありがとうございました。我々も少しでも制度をよい方にしていきたいと思っておりますので、今後とも御教示を賜りますようお願いをいたします。

きょうは、どうもお忙しいところありがとうございました。

(ライク株式会社、ライクアカデミー株式会社退室)

○安念座長 それでは、最後に事務局から何かあれば、お願いいたします。

○佐藤参事官 次回のワーキングの日程につきましては、追って事務局から御案内させていただきます。

○安念座長 それでは、本日は、これにて会議を終了いたします。お忙しい中、ありがとうございました。